

## 脱炭素製品購入促進事業実施要領

### (目的)

第1条 本事業は、脱炭素に資する新商品の開発・生産に取り組む県内中小企業者を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に規定する新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者と認定し、県の随意契約により新商品の調達機会拡大を図るとともに当該新商品を広く周知し、その普及を促すことによって、本県企業の脱炭素に資する新商品の開発・生産を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除くものとする。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者。
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している者。
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者。

2 この要領において、「温室効果ガス」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する物質をいう。

### (申請要件)

第3条 本事業において認定を申請できる者は、次のすべてを満たす者とする。

- (1) 県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であること。
- (2) 県内において対象となる新商品を開発した又は県内において対象となる新商品を生産（ただし、受託生産を除く。）する者であること。
- (3) 対象となる新商品の生産、販売等に当たり、必要となる法令等を遵守している者であること。

2 事業の対象となる新商品は、脱炭素に資する物品（ただし、食品、医薬品、医薬部外品等を除く。）で、販売を開始してから5年以内のものとする。

### (認定申請)

第4条 認定を受けようとする者は、認定申請書（別記様式1号）を知事に提出する。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は写し（法人に限る。）
- (2) 最近2営業期間の財務諸表（決算書、事業報告書又は営業報告書）の写し
- (3) その他新商品等に関する資料

### (認定)

第5条 知事は、認定申請書が提出されたときは、申請者及び対象となる新商品が第3条に定める申請要件に、認定申請書に記載された新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）が第7条に定める認定基準に適合するかどうか確認を行い、すべてに適合していると認められるときは、当該申請者を新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定する。

- 2 知事は、前項により認定又は不認定を決定したときは、遅滞なくその旨を申請者に通知する。
- 3 知事は、第1項の規定による確認に際し、外部有識者の意見を徴収するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 認定の有効期間は、知事が認定した日から3年を経過する日が属する年度の末日までとする。

(認定基準)

第7条 認定基準は次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 実施計画に係る新商品（以下「当該新商品」という。）が、既に企業化されている商品とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであること。
- (2) 当該新商品の温室効果ガスの排出量の削減効果が高いこと。
- (3) 当該新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものであること。
- (4) 当該新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が適切なものであること。
- (5) 実施計画が公序良俗に反しないこと。
- (6) 実施計画が関係法令に違反しないこと。

(実施計画の変更)

第8条 第5条第1項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、実施計画について変更しようとするときは、あらかじめ知事に変更承認申請書（別記様式第2号）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、知事が軽微な変更と認める場合はこの限りではない。

- 2 知事は、変更承認申請書が提出されたときは、変更後の実施計画が第7条に定める認定基準に適合するかどうか確認を行い、すべてに適合していると認められるときは、これを承認する。
- 3 知事は、前項により変更の承認又は不承認を決定したときは、遅滞なくその旨を申請者に通知する。
- 4 知事は、第2項の規定による変更後の実施計画の確認に際しては、外部有識者の意見を徴収し、参考にすることができる。

(認定の取り消し)

第9条 知事は、次のいずれかに該当するときは、認定事業者の認定を取り消すことができる。

- (1) 実施計画に従って事業を実施していないと認められるとき。
  - (2) 第7条で定める認定基準に適合しなくなったと認められるとき。
  - (3) 偽りその他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。
- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なくその旨を通知する。
  - 3 知事は、第1項の規定による認定の取り消しに際し、外部有識者の意見を聴取し、参考にすることができる。
  - 4 第1項の規定による認定の取り消しにより損失が生じたときは、その損失は認定事業者が負担する。

(報告)

第10条 知事は、必要に応じて認定事業者に対して実施計画の実施状況等について別記様式3号により報告を求め、又は実地に調査することができる。

2 認定事業者は、実施計画に係る事業を中止したときは、別記様式第4号により知事に届け出なければならない。

(認定商品)

第11条 県は、物品の購入に際して、認定事業者の認定に係る新商品（以下「認定商品」という。）の性能、品質等について考慮し、その調達に努めるものとする。

2 県は、認定商品の周知に努めるものとする。

(庶務)

第12条 この要領の施行に関する事務は、産業労働観光部工業振興課において処理する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の適用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4(2022)年10月24日から施行する。